資料３

指定管理者の候補となる団体の選定方法について
（非公募とする理由）

１　公益財団法人 大学コンソーシアム京都（以下「コンソ」という。）は、大学・地域社会・産業界の協力による大学教育改善のための調査研究、情報発信、社会人教育の企画調整事業等を通じ、各主体間の連携の強化を図ることを設立趣意に掲げている。

大学相互の結びつきを深めることで、教育研究の更なる向上を図るとともに、その成果を広く地域社会や産業界へ還元することを使命とし、全国に先駆けた大学連携組織として、1994 年の前身組織発足を経て、1998 年に設立された。

２　そうした中、京都市大学のまち交流センター（以下「センター」という。）は、コンソが実施する単位互換事業をはじめとした大学間連携事業を推進する活動拠点として 2000 年に開設した。本施設は、大学間の連携や産学公の交流を促進し、大学の知的資産を活かして豊かな地域社会の形成に資することを設置目的としており、設置当初よりコンソの事務局機能と事業推進を一括して担う中核拠点としての運用を前提としている。

３　センターで行う事業については、条例において、①講義、演習、会議等のための施設の提供、②大学に関する情報の収集及び提供、③大学と産業界、地域社会等の協力による豊かな地域社会の形成に資する調査研究及び人材育成と定められている。

これらの事業を適切に実施し、拠点として機能させるには、大学や研究者の情報を熟知し、多方面との連携をコーディネートできる専門的な知見やネットワークが不可欠である。

したがって、本施設の運営を担うのは、大学や研究者の情報を十分に蓄積し、大学間の連携実績を豊富に有する組織であることが求められる。

４　また、コンソがセンターで展開する広域的な大学間連携事業は、センターの設置目的そのものを具現化する活動であり、両者の目的は共通するものである。特に、大学が集積する京都のスケールメリットを活かした単位互換事業、インターンシッププログラム、高大連携事業、教員の教育力向上や教職員の資質・業務能力向上に資する研修などは、他団体では代替できない規模と専門性をもって展開されており、センターの設置目的に大きく寄与するものである。

５　以上のことから、コンソの事業活動とセンターの設置目的は不可分であり、コンソが指定管理者の候補となり得る唯一の団体であると認められるため、公募によらず選定を行うものである。

「京都市公の施設の指定管理制度運用基本指針」（公募の例外：抜粋）

ウ 公募の例外

○ 施設の設置目的を達成できる団体が１団体に特定される場合

適正な管理運営を行い得る能力・要件を備える団体が１団体に特定されることが客観的に明らかな場合。